

福岡県公報

平成27年1月16日
第3660号

目次

告示(第20号-第25号)

○都市計画事業の認可	(公園街路課)	1
○土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定の一部の解除	(環境保全課)	2
○土地収用法に基づく事業の認定	(用地課)	2
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	3
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	4
○建設業の営業の一部停止	(建築指導課)	4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	5
○大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	6
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	6
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	7

○県営土地改良事業計画の変更決定	(農村森林整備課)	8
○意見募集の結果の公示	(健康増進課)	8
○意見募集の結果の公示	(健康増進課)	8

選挙管理委員会

○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	(市町村支援課)	8
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	(市町村支援課)	8
○県議会議員の解職の請求をする場合の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	9
○海区漁業調整委員会の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(市町村支援課)	10

告 示

福岡県告示第20号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
福岡都市計画道路事業 3・5・80号 吉塚松崎線
- 3 事業施行期間
平成27年1月16日から平成34年3月31日まで
- 4 事業地
(1) 収用の部分

福岡市博多区吉塚六丁目及び七丁目並びに福岡市東区社領一丁目及び二丁目地内
(2) 使用の部分

福岡市博多区吉塚七丁目並びに福岡市東区社領一丁目及び二丁目地内

福岡県告示第21号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により指定した要措置区域について、汚染の除去等の措置により指定の事由がなくなったため、同法第6条第4項の規定により、当該要措置区域の一部について次のとおり指定を解除する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定を解除する要措置区域
筑紫野市大字筑紫630番3及び630番5の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 指定を解除する要措置区域において講じられた指示措置等
規則別表第5の1の項の下欄に規定する土壤汚染の除去

福岡県告示第22号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 起業者の名称
福岡市
- 2 事業の種類
第2期展示場（仮称）整備事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分

福岡県福岡市博多区沖浜町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当するため、同法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である福岡市は、本件事業を施行する権能を有する主体であり、事業用地の先行取得を福岡市土地開発公社に依頼し、同公社は平成26年度の事業計画において本件事業の用地取得に係る予算措置を講ずるとともに、福岡市はこれに対する債務保証を行っていることから、本件事業は土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、福岡市が同市博多区沖浜町地内において、会議場、展示場の機能が複合された国際交流施設（以下「コンベンション施設」という。）の機能を拡充し、会議、展示、飲食、宿泊など多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント（以下「MICE」という。）による集客力の向上や、それによる経済波及効果の向上を図っていくため、新たな展示場（以下「第2期展示場」という。）を整備するものである。

現在、福岡市の国際会議開催件数は年々増加し、中央ふ頭地区におけるコンベンションゾーンにおいては、マリンメッセ福岡、福岡国際センター、福岡国際会議場とコンベンション施設が集積するなど福岡市のコンベンション機能の中核を担っている。

また、国において、国際会議、展示会等の誘致競争が激化する中、海外競合国や都市との厳しい競争に打ち勝ち、国際会議、展示会等を日本で開催することができる実力ある都市の育成に力を入れており、福岡市は平成25年6月に「グローバルMICE戦略都市」として選定されるなど、都市としてのポテンシャルを高く評価さ

れていることから、さらなるコンベンション施設の機能強化を求められている。

一方で、福岡国際センターやマリンメッセ福岡については、施設稼働率が限界を迎えており、既に多数の施設利用を断念するなど、経済的な機会損失が生じているとともに、施設利用者は国内リピーターが中心であることから、新たなMICEの開催ができず、国内外からの新規催事者が、他都市、国外に流れてしまうことが懸念されている。

そこで、福岡市においては、コンベンション施設の機能を拡充することにより、大規模会議や展示会などの開催余力の向上が期待できることに鑑み、第2期展示場を整備するものである。

ア 本事業の施行により得られる利益については、第2期展示場の整備により、稼働率が高いために断念していた施設利用の受け入れが可能となり、さらに開催余力が向上し、主催者の開催費や来場者の消費等の経済波及効果により、地域経済への多大なる貢献が期待でき、また、情報発信機能の向上、地域住民の生活や文化の向上に結びつく文化的効果、暮らしやすいまちづくりを触発する社会的効果等を通じて、複合的に幅広く地域の発展に貢献することも期待できるなど、相当の効果が見込まれる。

イ 一方、本事業の施行により失われる利益については、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物、文化財等は見受けられないことなどから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本事業に係る起業地の選定に当たっては、本事業計画において、既存コンベンション施設との位置関係、敷地条件、事業費等の面から3案について検討を行った上で、既存コンベンション施設に近接し、一体的な利用による大規模なイベントの開催が可能で、施設としての機能性に優れ、事業費が少ないなど、社会的、技術的及び経済的に優れる案を採用している。

エ 以上のことから、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

前述のとおり、既存コンベンション施設の稼働率が限界を迎え、施設の運営上、支障を来しており、大規模会議や展示会などの開催余力を向上させることが求められることから、本事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

また、起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であるものと認められ、収用の範囲も、本事業により恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、福岡市から申請のあった第2期展示場（仮称）整備事業について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

福岡市博多区役所（総務企画課）

福岡県告示第23号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

福岡市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 3・3・52号 粕屋久山線

3 事業施行期間

平成27年1月16日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

福岡市東区土井二丁目地内

(2) 使用の部分

福岡市東区土井二丁目地内

福岡県告示第24号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 東宮永加入区

福岡県告示第25号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
久留米市田主丸町石垣字六田屋敷1187の1、字平床1247の1、1248の1
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条

の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営竹野地区土地改良（区画整理）事業 変更計画書の写し	平成27年1月16日から 平成27年2月16日まで	久留米市役所

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営黒木地区土地改良（区画整理）事業 変更計画書の写し	平成27年1月16日から 平成27年2月16日まで	八女市役所

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市花瀬字徳法師16番、20番1、20番2、22番、23番1、字綾ヶ坪55番、56番1から56番3まで、61番1、62番1、64番1、65番及び67番
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都荒川区西日暮里五丁目21番7号
株式会社 ダイナムビジネスサポート

代表取締役 池村 康男

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成26年12月18日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
ユーエム塗工	飯塚市大字庄司766-3	瓜生 知之	なし

3 処分の内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、民間工事に係る営業

(注) 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。

(2) 停止期間

平成27年1月1日から平成27年1月3日までの3日間

4 処分の原因となった事実

ユーエム塗工は、民間工事において、建設業法第3条第1項の規定に違反して、同項の許可を受けずに、建設業法施行令第1条の2第1項に規定する軽微な建設工事の範囲を超える請負契約を締結した。

このことは、同法第28条第2項第2号に該当する。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

大牟田市大字久福木字内畑412番、413番、414番1、455番2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

みやま市瀬高町長田2003番地1

徳永産業 有限会社

代表取締役 徳永 安秀

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成27年1月16日から同年1月30日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更内容

大牟田都市計画道路1・4・1号大牟田大川線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

大牟田市新港町及び四山町の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

大牟田市都市整備部都市計画・公園課

みやま市建設都市部都市計画課

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市武丸字長浦899番3及び899番18
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
直方市感田1434-4 松藤 耕基
宮若市磯光1618-1 松藤 瑞希
宗像市自由ヶ丘南四丁目1-3409 倉光 賢輔

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

- 1 届出年月日
平成26年12月16日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名称 D&D行橋店
 - (2) 所在地 行橋市中津熊285-1
- 3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前	変更後
-----	-----

位置	面積	位置	面積
荷さばき施設1 (建物南側)	105㎡	荷さばき施設1 (建物南側)	105㎡
荷さばき施設2 (建物西側)	35㎡	荷さばき施設2 (建物西側)	35㎡
荷さばき施設3 (建物西側)	35㎡	荷さばき施設3 (建物西側)	35㎡
荷さばき施設4 (建物西側)	35㎡	荷さばき施設4 (建物西側)	35㎡
—	—	荷さばき施設5 (建物北側)	35㎡
合計	210㎡	合計	245㎡

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前	変更後
午前10時00分～午後8時00分	午前8時00分～午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前10時00分～午後8時00分	午前7時30分～午後10時30分

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
荷さばき施設1	24時間	午前6時00分～午後10時00分
荷さばき施設2		
荷さばき施設3		
荷さばき施設4		
荷さばき施設5		午後10時00分～午前6時00分

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
福岡市	平成25年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	干隈五丁目	平成27年1月5日
柳川市	平成25年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	三橋町枝光	平成27年1月5日
行橋市	平成25年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	大橋二丁目の一部	平成27年1月5日
みやま市	平成25年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町文廣の一部	平成27年1月5日

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
みやま市	平成25年度から平成26年度まで	地籍図及び地籍簿	瀬高町本郷の一部	平成27年1月5日

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平27成年1月16日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ダイレックス東福岡店

(2) 所在地 福津市津丸字桜1120番3ほか

2 法第8条第2項の規定に基づき住民から聴取した意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

・意見なし

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

・意見なし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

・意見なし

(4) 防災・防犯対策への協力

・意見なし

(5) 騒音の発生に係る事項

・荷作業や車両の入出庫などの際に、騒音が発生すると想定されると思われる。このことについて、近隣各戸に対して騒音軽減に対策の説明をすること。既設の荷下ろし場も含めて近隣の生活環境保持のために、常識のある時間帯で作業すること。目安としては、午前9時以降～午後5時の時間帯がよいと思われる。

(6) 廃棄物に係る事項等

・意見なし

(7) 街並みづくり等への配慮等

・意見なし

(8) その他

・現在、荷さばき場は北側のみとなっているにもかかわらず、ダイレックス株式会社殿は西側にて作業を実施している。また、県からの指摘が幾度も続いていることから改善も見受けられない。また、自家用車にて、荷さばきをやっているようである。このように、多数の業者を扱っているからこそ、管理できていないとのことなので、業者を一社に絞り込むなどの対応や、末端まで指示が可能な業者を選定するなどの一歩踏み込んだ対策が必要だと想定される。また、近隣説明会での説明では、負担を減らすために北側のみを荷さばき場とするとのことだったので、単に作業員の作業負担を減らしてまでも近隣の負担をあげることはあってはならないと考える。説明会において説明したとおり、北側のみで作業

を実施すること。今回は、直接関係ないが、近隣住民説明会の内容より改善する方向は問題ないが、以下のような、常識に反する作業や防犯および騒音が発生しているため、改善をすること。

- ・深夜0時以降にもかかわらず、近隣住民に説明もなく、騒音が発生する作業を実施している。
- ・午前5時半の朝早い時間から、荷物の搬入作業を実施している。
- ・夕方8時ごろに、高校生・中学生や入口付近で座りこみ、大声で会話している。
- ・犬などを敷地内のフェンスなどにつなぎ買い物をする客がいるため、騒音が発生している。
- ・従業員／客が駐車場内にて携帯電話やタバコを吸っているため、その灰殻が近隣の住居内に散らかる。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成27年1月16日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 (仮称) ドラッグコスモス勝立店
 - (2) 所在地 大牟田市天道町200番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

公告

福岡県小児慢性特定疾病審査会規則案について、平成26年10月22日から平成26年11月21日までの間、御意見を募集しましたが、規則を定めないこととしました。

平成27年1月16日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

保健医療介護部健康増進課母子保健係

電話 092-643-3307

メールアドレス kenko@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県指定難病審査会規則案について、平成26年10月20日から平成26年11月19日までの間、御意見を募集しましたが、規則を定めないこととしました。

平成27年1月16日

福岡県知事 小 川 洋

問合せ先

保健医療介護部健康増進課疾病対策係

電話：092-643-3267

メールアドレス kenko@pref.fukuoka.lg.jp

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、平成26年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年1月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤 井 克 巳

82,714

福岡県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求

、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、平成26年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年1月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

616,959

福岡県選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成26年12月2日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年1月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	29,003
北九州市小倉北区	49,943
北九州市小倉南区	57,713
北九州市若松区	23,250
北九州市八幡東区	19,787
北九州市八幡西区	69,908
北九州市戸畑区	16,363
福岡市東区	77,503
福岡市博多区	58,965
福岡市中央区	49,906
福岡市南区	67,686

福岡市城南区	33,198
福岡市早良区	56,849
福岡市西区	52,593
大牟田市	33,844
久留米市	81,656
直方市	15,873
飯塚市・嘉穂郡	39,652
田川市	13,585
柳川市	19,146
八女市	11,208
筑後市	13,018
大川市・三潞郡	13,965
行橋市	19,686
中間市	12,321
小郡市・三井郡	19,851
筑紫野市	27,182
春日市	29,123
大野城市	25,890
宗像市	26,183
太宰府市	19,120
古賀市	15,576
福津市	15,987
うきは市	8,602
宮若市・鞍手郡	15,185
嘉麻市	11,541
朝倉市・朝倉郡	24,101
みやま市	11,120
前原市・糸島郡	26,911
筑紫郡	12,880
糟屋郡	58,312

遠賀郡	26,228
八女郡	12,742
田川郡	23,104
京都郡	15,463
築上郡・豊前市	16,849

福岡県選挙管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定に基づく海区漁業調整委員会委員の解職を請求する場合の各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、平成26年12月5日確定の海区漁業調整委員会選挙人名簿により、次のようになった。

平成27年1月16日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

海区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
福岡県豊前海区	330
筑前海区	1,020
福岡県有明海区	906